明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産一〇）　一
〔告　示〕
○財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の規定に基づき財務大臣が定める書式等の一部を改正する告示（財務四四）　二
○外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件の一部を改正する告示（文部科学一四）　四
○国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件（厚生労働三七）　五
○肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件（農林水産三〇二）　五
○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件の一部を改正する件（同三〇三）　五
○特殊肥料等を指定する件の一部を改正する件（同三〇四）　六
○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第七条の六の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件の一部を改正する件（同三〇五）　六
〔公　告〕
裁判所
諸事項　破産、免責、特別清算、再生関係　六
特殊法人等
企業年金基金変更関係　六
地方公共団体
行旅死亡人関係　七
会社その他
会社決算公告　一〇八

省令

○農林水産省令第十号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第六条第一項第六号（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月十五日

農林水産大臣　金子原二郎

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料）	（植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料）
第二条の二　法第六条第一項第六号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の農林水産省令で定める肥料は、次に掲げる種類に属する普通肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。）とする。	**第二条の二**　法第六条第一項第六号（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の農林水産省令で定める肥料は、次に掲げる種類に属する普通肥料（農林水産大臣が指定するものを除く。）とする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　熔成けい酸質肥料	（新設）
七～九　（略）	六～八　（略）

附　則

この省令は、令和四年三月十七日から施行する。